

## 地域再生法の一部を改正する法律要綱

### 第一 地域再生計画の記載事項の追加等

一 地域再生計画に記載することができる事項に、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関するものを追加するものとする。

1 就業の機会の創出等に資する事業（2に掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

- (一) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (二) 移住及び定住の促進に資する事業
- (三) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (四) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な

政策課題の解決に資する事業

2 地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であつて次に掲げるもの

- (一) 道路、農道又は林道であつて政令で定めるもの二以上を総合的に整備する事業
- (二) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるもの二以上を総合的に整備する事業
- (三) 港湾施設及び漁港施設であつて政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 地域再生計画に記載することができる事項に、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であつて一の1又は2に掲げるもののうち、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効果的かつ効果的に行うもの（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関するものを追加するものとする。

三 地域再生計画に記載することができる事項に、生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。）にお

いて、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関するものを追加するものとする。

（第五条第四項関係）

## 第二 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

一 第一の一の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、第一の一の事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができるものとする。

二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法、土地改良法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

三 まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従って内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行うものとする。

（第十三条関係）

### 第三 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第一の二の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第十三条の二関係)

### 第四 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

一 第一の三の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域及び中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

二 地域再生推進法人は、市町村に対し、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案をすること

ができることとし、市町村は当該提案に対する採否の判断等を行わなければならないものとする。

三 市町村、都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターは生涯活躍のまち形成事業計画に記載された市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

四 市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関等との連携協力体制の整備に努めなければならないものとする。

五 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があったこととみなす等の措置を講ずるものとする。

(第十七条の十四から第十七条の二十五まで関係)

## 第五 地域再生推進法人の指定の要件の見直し

地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定する際に求めら

れる政令で定める要件を、削除するものとする。

(第十九条関係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第三十八条から第四十一条まで関係)

## 第七 附則

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条及び第六条関係)